

文京区民センター内障害者多数雇用事業所に係る建物の借受者変更について

1 概要

障害者の就労の場の創出と障害者理解の促進を目的として、文京区民センターの1階部分を活用することにより、民間事業者による障害者多数雇用事業所を整備するため、平成28年2月1日から一般社団法人ありがたいの種との間に定期建物賃貸借契約を締結しており、貸付期間の満了に伴い、令和8年4月1日から新たに5年間の定期建物賃貸借契約を締結していたところである。

令和8年6月22日付で一般社団法人ありがたいの種より、中核事業である障害児通所支援事業所が豊島区より指定取消処分を受けたことを要因として、障害者多数雇用事業所の運営が困難となるため、令和8年7月1日付けで本事業をビーサイドユー株式会社に事業譲渡したい旨の申出があり、ビーサイドユー株式会社に対する意向確認及び適格性を審査した結果、対象物件の借受者として適格であると認め、令和8年7月1日付けで借受者の変更を行い、新たに建物の貸付けを行ったものである。

2 対象物件

- (1) 所在地 文京区民センター（文京区本郷四丁目15番14号）
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造地上12階地下1階建1階部分
- (3) 数量 5,007.10㎡のうち46.74㎡
- (4) 店舗名 Social Cafe Sign with Me 春日店

3 契約形態

- (1) 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (2) 指定用途 飲食提供業務及び食料品等販売業務
- (3) 従業員 当該店舗で雇用する従業員の1/2以上は障害者とすること及び当該店舗の営業時間内に従事する者の内、1/2以上は常に障害者が従事していること。
- (4) 旧借受者 一般社団法人ありがたいの種
- (5) 貸付料 次の理由により月間貸付料を1/10に減額する。
 - ア 従業員の1/2以上を障害者とすることを条件とするため、職業訓練、職場介助者等、業務の実施に対して、事業者側における一定の配慮が必要となる。
 - イ 本事業は、障害者の一般就労の場の創出と障害者理解の促進において一定の成果を挙げている。令和8年度以降も、本事業の趣旨を一層図っていくため、安定的かつ継続的な事業運営を区として政策的に支援する。

4 新借受者

ビーサイドユー株式会社

本社所在地 東京都東村山市栄町1-4-23 久米川ステーションヒルズ3F

5 借受者変更後の貸付条件

貸付期間は、令和8年7月1日から令和13年3月31日まで（4年9か月間）とする。

新借受者は、区と締結している定期建物賃貸借契約及び事業運営に関する地位及び権利義務の一切を同一条件で承継する。

なお、旧借受者は、公募により運営事業者として選定されたため、新借受者は、公募時の条件の遵守も継承する。